

### 3. 給与所得控除等の見直し

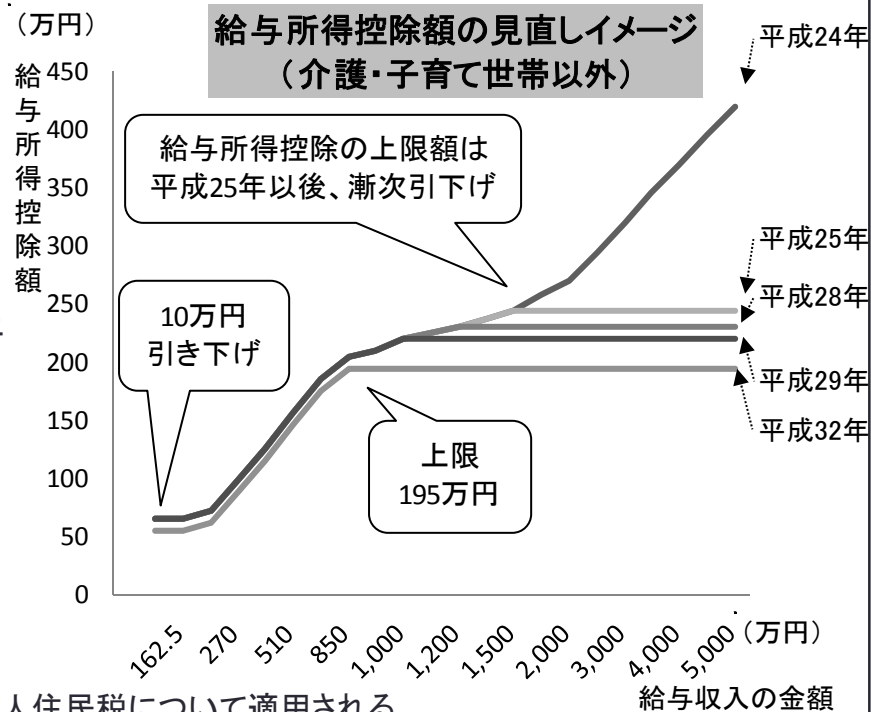
#### 1. 改正のポイント

##### (1) 趣旨・背景

給与所得控除については、給与所得者の実際の勤務関連支出と比べても金額が大きく、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく見直しが必要であるとの平成26年度税制改正大綱における方向性に沿って、平成28年・29年に続き、給与所得控除の引下げを行う。

##### (2) 内容

- ① 給与所得控除額を一律10万円引下げ、加えて、上限額が適用される給与等の収入金額を850万円(改正前:1,000万円)、その上限額を195万円(改正前:220万円)に引下げる。
- ② 給与収入が850万円を超える場合であっても、介護・子育て世帯は、所得金額調整控除により給与所得控除額の上限の見直しによる負担増が生じないようにする。
- ③ 給与収入以外に公的年金等収入がある場合は、給与所得控除額と公的年金等控除額の双方が10万円引下げられるため、基礎控除額の10万円引上げと、所得金額調整控除により負担増が生じないようにする。



##### (3) 適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用される。

##### (4) 影響

- ① 給与収入が850万円以下の場合、給与所得控除の額が10万円引下げられる一方で、基礎控除の額が10万円引上げられるため、改正後においても税負担は変わらない。
- ② 給与収入以外に公的年金等収入がある場合は、給与所得控除の額と公的年金等控除の額の双方の引下げに対する調整がされ、負担増への配慮がなされる。
- ③ 介護・子育て世帯以外の給与収入850万円超の個人については、増税となる。

## 2. 改正の趣旨・背景

### 給与所得控除額の変遷

#### ①昭和49年

産業構造が転換し社員が急速に増加(働き方が変化)する中、(1)実際の勤務関連経費が給与所得控除を上回っても、当時は特定支出控除(昭和63年導入)がなく、社員は実際の勤務関連経費がいくら高くても実額控除できなかったことや、(2)当時の税率構造は現在よりも非常に累進的であった(最高税率93%)ため、高度経済成長による賃金の上昇に伴い、社員の負担累増感が急上昇したこと等から、給与所得控除を大幅に拡充し、控除限度額も廃止されたことで、概ね平成24年以前の給与所得控除の姿となった。

#### ②平成25年から平成29年

(1)実際の給与所得者の勤務関連支出と比べても、また主要国の概算控除と比べても給与所得控除の水準が過大となっており、(2)主要国の概算控除は、定額又は上限が設定されていること等を踏まえ、高所得者の給与所得控除について限度額を設け、限度額を漸次引き下げていった。

#### ③平成30年(今回)

平成30年度税制改正においても、上記②の方針に沿って、引続き給与所得控除の引下げを行う。ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、23歳未満の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないように措置を講ずる。

(参考)給与所得控除制度の沿革

	概 要	定率控除	定額控除	最低保障額	控除限度額
49年	定額控除を廃止し、定率控除に一本化 最低保障額の導入 控除限度額を廃止	(20%、10%、5%→) 40%、30%、20%、10%	(16万円→) 廃止	50万円	(76万円→) 廃止
55年	定率控除の5%部分の導入	40%、30%、20%、10%、5%	—	↓	—
平成7年	最低保障額の引上げ		—	(57万円→) 65万円	—
25年	控除限度額の再導入		—		245万円
28年	控除限度額の引下げ		—		230万円
29年	控除限度額の引下げ	40%、30%、20%、10%	—	↓	220万円

(注) 平年度ベース

(出典) 政府税制調査会 第5回(平成28年10月25日)財務省説明資料(所得税3)より一部抜粋

### 3-2 (所得税・住民税)

### 3. 改正の内容

(1) 給与所得控除について、次の見直しを行う。

- ① 控除額を一律10万円引下げる。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引下げる。

給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

### (2) 所得金額調整控除

給与所得控除の上限の引下げによる介護・子育て世帯の負担増、給与所得控除額と公的年金等控除額の双方が10万円引下げられることによる負担増への配慮として、それぞれ下記の所得金額調整控除が設けられる。

#### ① 介護・子育て世帯の場合

給与収入が850万円を超え、かつ、下記(イ)～(ハ)のいずれかに該当する者は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除する。

$\{ \text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$  → 本改正により税負担は変わりなし。

- (イ) 特別障害者
- (ロ) 23歳未満の扶養親族を有するもの
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの

#### ② 給与収入と公的年金等の双方がある場合

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、かつ、それらの合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除する。

$\text{給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)} - 10\text{万円}$   
→ 給与所得控除額と公的年金等控除額の両方の引下げがあっても、本改正により税負担は変わりなし。

### (3) 特定支出の範囲について、次の見直しを行う

- ①職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
- ②単身赴任者の帰宅旅費に、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。
- ③単身赴任者の帰宅旅費に、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃する。

#### 【参考】

##### ①特定支出控除の概要

給与所得者が特定支出をした場合には、その支出額のうち一定額(「特定支出控除額」という。)を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる。

$$\text{特定支出控除額} = \text{特定支出の額の合計額} - \text{給与所得控除額} \times 1/2$$

#### 【特定支出控除のイメージ】

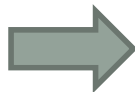


##### ②特定支出の範囲

特定支出とは以下の費用の合計額をいい、給与支払者の証明があるものに限られる。(注1)

#### 改正前

- 通勤費
- 転居費
- 研修費
- 資格取得費
- 帰宅旅費: 単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要支出のうち一定のもの(1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を除く)
- 勤務必要経費(65万円を限度)
  - 職務と関連のある図書の購入費
  - 職場で着用する衣服の衣服費
  - 職務に通常必要な交際費



#### 改正後

- 特定支出の範囲に、次の費用が追加される。
- 職務の遂行に直接必要な旅費等
  - 帰宅旅費について自動車等を使用することにより支出する燃料費、有料道路の料金、及び修理のための支出(帰宅旅費に係る部分に限る)
  - 1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費

(注1) その支出について、①給与の支払者から補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分、②教育訓練給付金等が支給される部分は、特定支出から除く。

#### 4. 適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用される。

#### 5. 改正の影響

- ①給与収入が850万円以下の場合は、給与所得控除の額が10万円引下げられる一方で、基礎控除の額が10万円引上げられるため、改正後においても税負担は変わらない。
- ②給与収入以外に公的年金等収入がある場合は、給与所得控除額と公的年金等控除額の双方の引下げに対する調整がされ、負担増への配慮がなされる。
- ③介護・子育て世帯以外の給与収入850万円超の個人については、増税となる。

#### 4. 参考

##### (1) 参考① 勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調

- 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均年間支出額は全体で25.2万円。年間収入最上位の平均年間支出額は39.8万円。
- 収入に占める支出の割合は、過去、4～10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである(支出品目は従来から同一のものを使用している。)。したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成28年

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年間支出額								(B) / (A)	
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)		
	万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I ( ~ 449 )	3,544	8,604	6,433	6,170	976	25,468	80,990	3,618	132,259	3.7	
II ( ~ 582 )	4,743	13,392	8,330	7,512	1,518	30,771	120,020	6,636	188,179	4.0	
III ( ~ 722 )	5,923	19,744	12,460	10,158	1,737	36,621	148,336	10,205	239,261	4.0	
IV ( ~ 903 )	7,111	25,010	14,404	13,051	1,597	44,649	186,526	15,602	300,839	4.2	
V ( 903 ~ )	10,297	40,183	20,053	20,807	2,218	59,101	233,058	22,646	398,066	3.9	
平均	6,324	21,387	12,336	11,539	1,609	39,321	153,786	11,741	251,719	4.0	

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

	昭和48年	60年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
収入に占める勤務関係経費の割合(平均)	11.3 %	9.2 %	5.3 %	5.0 %	4.8 %	4.7 %	4.4 %	4.2%	4.0%
平均年間支出額	22.5 万円	46.8 万円	32.9 万円	30.6 万円	29.6 万円	29.6 万円	27.5 万円	26.4万円	25.2万円
年間収入最上位の平均年間支出額	37.2 万円	68.3 万円	53.8 万円	49.3 万円	47.3 万円	48.5 万円	41.9 万円	40.5万円	39.8万円

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

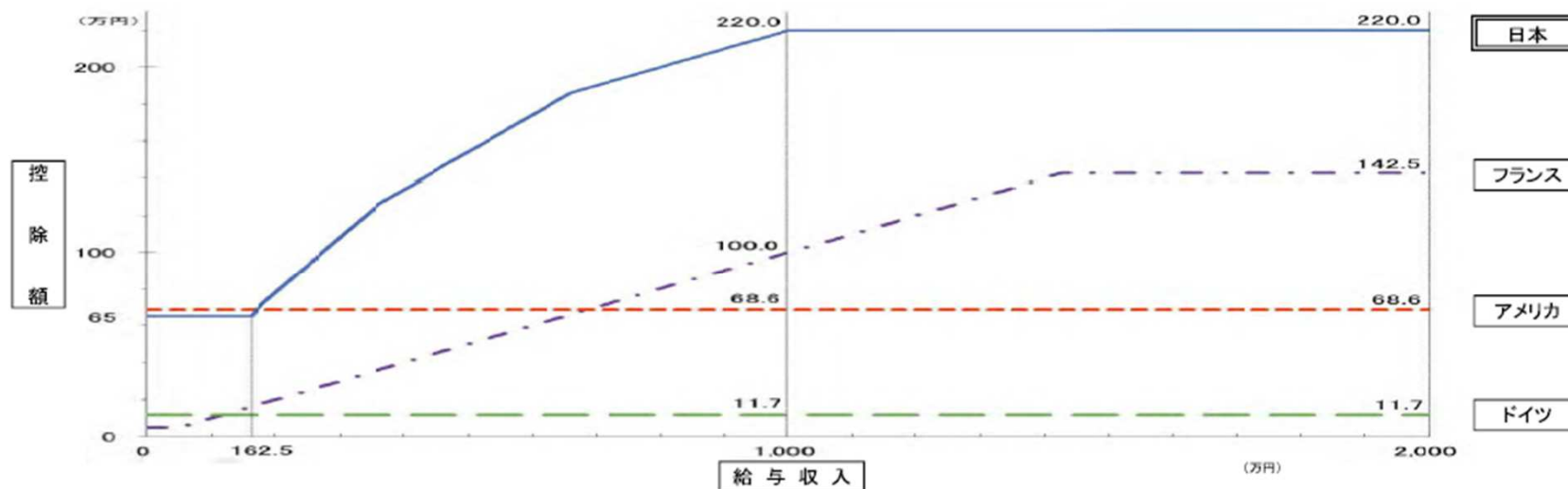
(出典)政府税制調査会 第16回(平成29年11月20日)参考資料(6/8)

## (2) 参考②給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2017年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス	(参考)ア メ リカ
概 算 控 除	<b>給与所得控除(定率・上限あり)</b>  給与収入に応じ、4段階の 控除率(40%~10%)を適用 最低保障額 65万円 上限 220万円	なし(注1)	<b>被用者概算控除(定額)</b> (注2)  1,000ユーロ(11.7万円)  ※給与所得者に限る。	<b>必要経費概算控除</b> <b>(定率・上限あり)</b> (注2)  給与収入(社会保険料控除後) の10% 最低 426ユーロ(5.0万円) 上限 12,183ユーロ(142.5万円)  ※給与所得者に限る。	<b>概算控除(定額)</b> (注2)  6,350ドル(68.6万円)  ※給与所得者に限らない。ま た、給与所得控除だけ ではなく、医療費控除や寄 附金控除等の各種所得控 除を含む性格の概算控除。



- (注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。  
(注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。  
(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額、アメリカは概算控除額を記載している。  
(注4) グラフ中の数値は、給与収入1,000万円及び2,000万円の場合の各国の控除額である。  
(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ユーロ=117円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場・平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(出典) 政府税制調査会 第16回(平成29年11月20日)参考資料(6/8)